

(別紙)

令和6年度畑作物産地生産体制確立・強化整備事業のうち
かんしょ生産拡大対策整備事業（かんしょ重要病害虫対策整備事業）

かんしょ重要病害虫対策整備事業については、以下の1及び2の観点で応募者から提出された申請書類の審査を行い、補助金等交付候補者を決定することとする。

1. 事業の効果

事業実施計画書の優先順位付けについては、次の指標により事業の効果をポイント化し、ポイントの高い順に優先させる。

合計ポイントの算定に当たっては、達成すべき成果目標基準、成果目標に対する現況値及び加算ポイントを合計するものとする。

なお、合計ポイントが等しい事業実施計画書があった場合は、事業実施計画書における事業費に対する成果目標の効果が高い事業実施計画書を上位とする。

審査項目	達成すべき基準及びポイント
①達成すべき成果目標基準	以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし複数選択した場合は、最も高いポイントを採用する。 ・重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上30%未満・・・・・・・・8ポイント 20%以上25%未満・・・・・・・・6ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・4ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・2ポイント ・かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上30ポイント未満・・・・8ポイント 20ポイント以上25ポイント未満・・・・6ポイント 15ポイント以上20ポイント未満・・・・4ポイント 10ポイント以上15ポイント未満・・・・2ポイント 【特別加算ポイント】 2つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算 設定する成果目標の数　2つ・・・・・・・・1ポイント加算

②成果目標に対する現況値	・重要病害虫が発生したほ場の 10 a 当たり収量が過去 3 年間の平均と比較して 1 % 以上低い 5 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 4 ポイント 3 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 2 ポイント 1 % 以上 1 ポイント ・かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合が過去 3 年間の平均と比較して 1 % 以上高い 5 % 以上 5 ポイント 4 % 以上 4 ポイント 3 % 以上 3 ポイント 2 % 以上 2 ポイント 1 % 以上 1 ポイント
③加算ポイント	
みどりの食料システム法の計画認定について	・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和 7 年度までに認定を受ける見込みがある場合 3 ポイント

2. 事業内容及び応募者の適格性等

①事業実施計画書の妥当性、②申請経費の妥当性、③応募者の適格性について、担当職員が取りまとめた所見を参考とし、選定審査委員が採択候補となり得るか否か総合的に判断する。